

日本学術会議法案に反対する会長声明

1 本年3月7日、政府は、「国の特別の機関」とされる現在の日本学術会議（以下、「学術会議」という。）を廃止し、国から独立した法人格を有する組織としての特殊法人「日本学術会議」（以下、「新法人」という。）を新設する日本学術会議法案（以下、「新法案」という。）を衆議院に提出した。新法案は、本年5月9日、衆議院内閣委員会において採決され、賛成多数で可決され、同月13日、自由民主党、公明党、日本維新の会の賛成多数で衆議院本会議で可決された。

新法案は学問の自由（憲法23条）に由来する学術会議の独立性、自律性を失わせるものであり、当会は、新法案に反対する。

以下、新法案に反対する理由を述べる。

2 新法案の内容について

（1）学術会議の独立性・自律性の否定

新法案には、学術会議が職務を「独立して」行うという現行法3条の文言が踏襲されていない。

学問の自由（憲法23条）が戦前の軍国主義の下、時の政治権力に弾圧された反省を踏まえ、学術会議には独立性や自律性が保障されなければならない。

学術会議の役割としては、主に①政府・社会に対して日本の科学者の意見を直接提言すること、②市民社会との対話を通じて科学への理解を深めること、③地域社会の学術振興や学協会の機能強化に貢献すること、④日本を代表するアカデミーとして国際学術交流を推進することが挙げられる。このような学術会議の役割を果たすため、独立性・自律性が保障されるべきである。

新法案は、新法人には全て会員等以外の外部の者で構成される選定助言委員会、運営助言委員会、幹事、日本学術会議評価委員会等の各機関が設置されるものとする。新法案では、幹事と評価委員会は構成員を総理大臣が任命し、評価委員会は内閣府に置かれるものとされる。

これらの機関の設置は、政治権力からの独立と自律が格別に求められるナショナル・アカデミーとしての科学者集団に政府による監督システムを持ち込むことといえる。かかる政府による監督により萎縮効果が生じ、学術会議の独立性・自律性は大きく制限される。

（2）新法人の会員選任方式

現行法の下においては、学術会議の会員の推薦は、学術会議自身が候補者を選考して推薦し、この推薦に基づいて内閣総理大臣が会員を任命するものとされている。

この内閣総理大臣による任命はあくまで形式的かつ限定的なものとされてきた。

これに対し、新法案では、新法人の会員選定は、選定助言委員会の意見をきいた上で作成される選定方針に従い、会員候補者選定委員会が会員のほか、多様な関係

者からの推薦に基づいて、多様な実績のある科学者を含める等の配慮の下、選定すべきと定められている。

以上の新法案の会員選任方式は、学術会議の会員選定の実質的な判断を制約し、諸外国のナショナルアカデミーで採用されている標準的な会員選考方式である「コ・オペレーション」方式（現会員が会員候補者を推薦する方式）が外部の利害により、歪められるおそれがある。

（３）財政基盤の安定について

学術会議は国の特別の機関とされてきたが、新法人は特殊法人とされ、政府の財政措置は補助にとどまるとされる。これにより、新法人は自主的な財政基盤の強化が求められ、ナショナルアカデミーとして活動する財源が確保されないおそれがある。

３ 立法事実について

新法案が制定されるべき立法事実は存在しない。

２０２０年１０月１日、当時の菅義偉内閣総理大臣は、学術会議が推薦した候補者１０５名のうち、６名の任命を拒否し、残りの９９名のみを任命した。

この任命拒否は、任命制導入以降、４０年近くにわたり、首相の任命は、形式的であり、学術会議から推薦された候補者の任命を拒否しないとの定着した政府解釈を覆すものであった。

当会は、２０２０年１１月１８日付けで「日本学術会議の会員任命拒否を撤回し、任命拒否された推薦者の任命を求める会長声明」を発出して強く抗議し、速やかな任命拒否の撤回と拒否された６名の任命を求めている。

しかし、政府は、任命拒否の意思決定についての説明責任を果たさず、任命拒否の撤回も未だに行っていない。

政府は、任命拒否後、逆に学術会議のあり方を問題にし、今般、その独立性・自律性を強く脅かす法案を提出するに至ったものである。

政府は学術会議の独立性の徹底を立法理由にあげているが、現行法の下において、学術会議の独立性は維持されている。新法案は、学術会議の独立の徹底にむしろ反している。

４ 結論

以上により、当会は、立法事実を欠くにも関わらず、現在の学術会議を廃止し、学術会議の独立性・自律性を大きく損なう新法人を設立する新法案に強く反対し、廃案を求める。

２０２５年６月４日
茨城県弁護士会
会長 遠藤 俊弘